

○大津市職員分限懲戒審査委員会条例

平成27年9月28日

条例第79号

(設置)

第1条 本市の一般職の職員の分限及び懲戒に関する事項を審査するため、大津市職員分限懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防局長又は議長の諮問に応じ、一般職の職員の分限及び懲戒に関する事項を審査し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に附則第4項の規定による改正前の大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)第1条の規定により置かれている大津市分限懲戒審査委員会(以下「旧委員会」という。)は、この条例の規定に基づく委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧委員会の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第2項の規定により委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(大津市附属機関設置条例の一部改正)

4 大津市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市職員分限懲戒審査委員会の項を削る。